

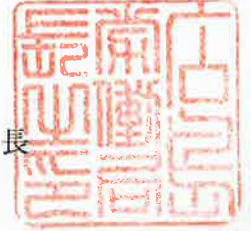
天
広労収基 0313 第 4 号-2

平成 27 年 3 月 24 日

建設業労働災害防止協会

広島県支部長 殿

広島労働局長



交通労働災害防止対策の推進について

平素から、労働行政の推進にご協力をいただき厚くお礼申し上げます。

さて、広島労働局では、「平成 24 年と比較して、平成 29 年までに労働災害による死亡者数を 15%以上減少させること」等を目標とした第 12 次労働災害防止計画を推進しているところですが、県内の交通労働災害による死亡者数は、過去 5 年間で 36 名と全死亡者数の 26%を占めていることから、広島労働局におきましては、交通労働災害防止対策を重点課題として取り組むこととしております。

特に、建設業においては、平成 26 年 5 月に 3 名がパトロール先から車で帰路途中にダンプトラックと衝突する重大災害、同年 9 月には、会社所有の車に 4 名が同乗して現場に向かう途中にガードレールに激突し 1 名が死亡する労働災害が発生しています。

このようなことを踏まえ、会員事業場に対し下記事項を重点とした、より一層の自主的かつ積極的な交通労働災害防止に関する指導及び援助を実施していただきますようお願いいたします。

記

- 1 「交通労働災害防止のためのガイドライン」の第 3 の 2 に基づく適正な走行計画の作成及び第 3 の 3 に基づく点呼等の実施
- 2 同ガイドラインの第 4 の 2 の (2) に基づく自動車の運転以外の勤務終了後に労働者を自動車の運転の業務に従事させる場合の疲労による交通労働災害を防止するための自動車の運転以外の勤務の軽減等についての配慮